

医療安全管理体制に関する取組事項

1 医療安全管理体制に関する基本的な考え方

医療安全管理体制は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、医療安全管理体制を病院全体で取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、医療安全管理の強化充実を図ることに努めます。

2 医療安全管理体制のための委員会組織に関する基本的事項

当院における医療安全管理体制の意思決定機関として、医療安全管理委員会を設置し、毎月1回委員会を行い医療安全管理体制の確立をしております。

3 医療安全管理対策のための職員に対する研修に関する基本方針

当院における職員の医療安全管理対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした医療安全管理研修会を年2回行っています。その他、医薬品安全管理研修並びに医療機器安全管理研修会も行っています。

4 医療事故報告書の安全確保を目的とした改善のための基本方針

当院は、全職員がインシデント・アクシデントレポート（レベル0～5）報告書を提出し、エラーの発生要因を明らかにすると共に職種ごとの安全確保に繋がる予防策・改善策を検出し、院内において情報の共有化を図っております。

5 患者様からの相談に適切に応じる体制の確保

病状や治療方針に関する患者様からの相談に対しては、相談窓口の設置および担当者を配置し、誠実に対応しております。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7 その他の当院における医療安全管理体制推進のために必要な基本方針

医療安全管理体制推進のため、医療安全管理に関するマニュアルを各部署へ配備し、安全対策のための基本的な考え方や具体的な方法について全職員へ周知を行っています。

2023年4月1日

大田池上病院 医療安全管理委員会